

須磨区地域連携行事等の助成に関する要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、区民等が自ら企画・提案を行い、幅広い区民との連携により実施する地域行事・活動に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるとともに、行事・活動の実施を通じて、須磨の資源を活用・創造し、個性あふれるまちづくりを進め、「須磨区計画」の実現に資することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、企画した行事・活動を終了まで責任を持って、遂行できる団体・実行組織であること。また、同一年度に、本要綱に基づく助成を受けていない団体であること。

(助成対象行事・活動)

第3条 助成対象となる行事・活動（以下「行事等という。）」は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 須磨区計画の重点テーマである「安全・安心のまち」、「ともに地域で元気にくらすまち」、「子どもが健やかに育つまち」、「花と緑そして水に囲まれた美しいまち」、「地域の魅力を育み活かすまち」のいずれかにつながる行事等であること。
- (2) 団体が、大学、商店街、NPO、他の地域団体等との実質的な連携のもとに新たに企画・運営・実施する行事等であること。
- (3) 地域の理解、協力を得ることができる行事等であること。
- (4) 須磨区内で実施される行事等で、別に定める期間に実施される行事等であること。
- (5) 過去に本要綱の基づき助成を受けた行事等でないこと。
- (6) 営利を主目的とした行事等、宗教的行事等、政治的行事等のいずれでもないこと。
- (7) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない行事等であること。

(助成金の内容)

第4条 須磨区長（以下「区長」という。）は、助成の対象となる行事等に対して、総事業費のうち、5万円を上限として予算の範囲内で助成することができる。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は直接経費のみとし、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 食料費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 恒例的に行われる地域の祭り等にかかるもの
- (3) 領収書がない等使途が不明なもの
- (4) その他区長が適当と認めないもの

(申請の手続き)

第6条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、助成金交付申請書に必要書類を添付して、申請するものとする。

- 2 前項の申請は、行事等の実施予定日から、1か月以上前に行わなければならない。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- 3 区長は、第1項の申請があった場合、形式上の要件に関して審査を行い、適当と認める場合は、受理するものとする。

(助成金交付額予定額の決定)

第7条 区長は、前条の助成金交付申請書を受理したときは、特段の事情がある場合を除き、受理した日から、20日以内に、その内容を審査し、適当と認めた場合は、助成金の予定額を決定し、申請団体に対して通知する。

- 2 区長は、前項の審査を行うにあたり、公益性・新規性・計画性（実現可能性）・将来性を総合的に考慮し、必要な場合は、申請団体に対して内容の説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 第1項の場合において、区長は助成金の交付目的を達するために必要な条件を付することができる。

4 区長は、第1項の審査の結果、第2条及び第3条各号の要件に該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として申請団体に通知する。

(申請内容の変更等)

第8条 採択団体は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 第7条第1項の助成金交付予定額通知を受けた団体(以下「採択団体」という。)は、行事等の終了後、速やかに必要書類を添えて行事等実施報告書を提出するものとする。

2 区長は、前項の行事等実施報告書を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付額確定通知書により通知するものとする。ただし、区長が必要と認める場合は、助成金交付額確定通知書の金額を減額修正することができる。

3 区長は、採択団体の助成金交付請求書による請求を受けて助成金を支払うものとする。

(行事等の調査・評価等)

第10条 区長は、必要と認めるときは、採択団体に対して、行事等の調査等を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、行事等の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の取消等)

第11条 区長は、助成金の交付または予定額通知もしくは交付額確定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の予定額または交付決定額の一部もしくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(1) 助成金の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき。

(2) 助成金を助成対象行事等以外に使用したとき。

(3) 助成金の交付条件その他この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前条の調査または措置要求に従わないとき。

(5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めるとき。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

(施行の細目)

第13条 この要綱に施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この要綱は平成19年6月1日より施行する。

2 この要綱は平成20年4月1日より施行する。

3 この要綱は平成23年4月1日より施行する。